

発 景 第 102 号
平成 25 年 12 月 19 日

屋外広告物
表示者・設置者・管理者の皆様へ

屋外広告物の維持管理の徹底について（通知）

金沢市長 山野 之義
(公印省略)

平成 25 年 12 月 11 日、金沢市新堅町 3 丁目地内において、突出広告物（横幅：約 0.5m、縦幅：約 1.5m、地上高：約 5m）が強風の影響で落下する事故が発生いたしました。幸いにも怪我人はおりませんでした。重大事故に繋がる可能性もございました。

屋外広告物の表示者・設置者、管理者におかれましては日々の安全確認や、設置部分の不具合（ねじ・ボルト等の緩みやサビの発生状況等）について、定期的に専門業者による安全点検を実施されますようお願いいたします。

金沢市屋外広告物等に関する条例
(管理義務)

第 20 条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置する者又は屋外広告物等を管理する者は、屋外広告物等に関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(お問い合わせ先)
金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号
金沢市都市整備局景観政策課
屋外広告物担当
TEL : 076-220-2364
Fax : 076-224-5046